

## 三鷹市芸術文化センター音楽練習室

### 新型コロナウイルス感染症対策個別ガイドライン

[令和2年7月1日施行／令和2年9月19日・令和3年1月10日・令和3年10月25日・令和4年3月22日改定]

「新型コロナウイルス感染症対策基本ガイドライン」とともに、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

#### 1 人数の制限

- (1) 第1音楽練習室 70名以内（定員以内）
- (2) 第2音楽練習室 30名以内（定員以内）
- (3) 第3音楽練習室 5名以内（定員以内）
- (4) 第4音楽練習室 5名以内（定員以内）

#### 2 換気の実施

音楽練習室は、1時間に1回程度使用を休止し、扉を開け、サーキュレーターを回して換気を行うようご協力をお願いします。

#### 3 管楽器、合唱等の練習の使用条件

- (1) 管楽器、合唱等の練習は、対面や密集を避けて行ってください。
- (2) 管楽器の水抜き等の際は、吸水シート等により水滴を適切に処理し、必ずご自宅までお持ち帰りください。

#### 4 消毒の実施

音楽練習室の使用後は、備付けの消毒剤とペーパータオルで、机、椅子、譜面台、扉の把手等を消毒するようご協力をお願いします。

#### 5 飲食の許可

施設内での水分補給以外の飲食は原則として禁止していますが、活動中に施設内で食事を取る場合には、事務局に申請の上、地下1階レストランスペースを利用することができます。

#### 6 スタッフ及び利用者への周知徹底

「基本ガイドライン」に定める各対策の遵守については、スタッフをはじめ全ての使用者に周知徹底をお願いします。ただし、マスクの着用については、活動に著しい支障があるときは、この限りではありません。

※ガイドラインを遵守しない場合は、施設使用をお断りすることがあります。

※ガイドラインは、社会状況に応じ、適宜、内容を変更することがあります。